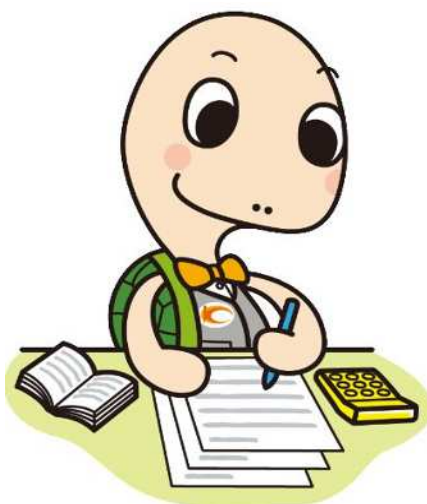


年金制度及び年金請求に 必要な手続について ＜一般組合員向け＞



令和8年1月現在の年金制度に基づく内容です。

公立学校共済組合神奈川支部 年金グループ

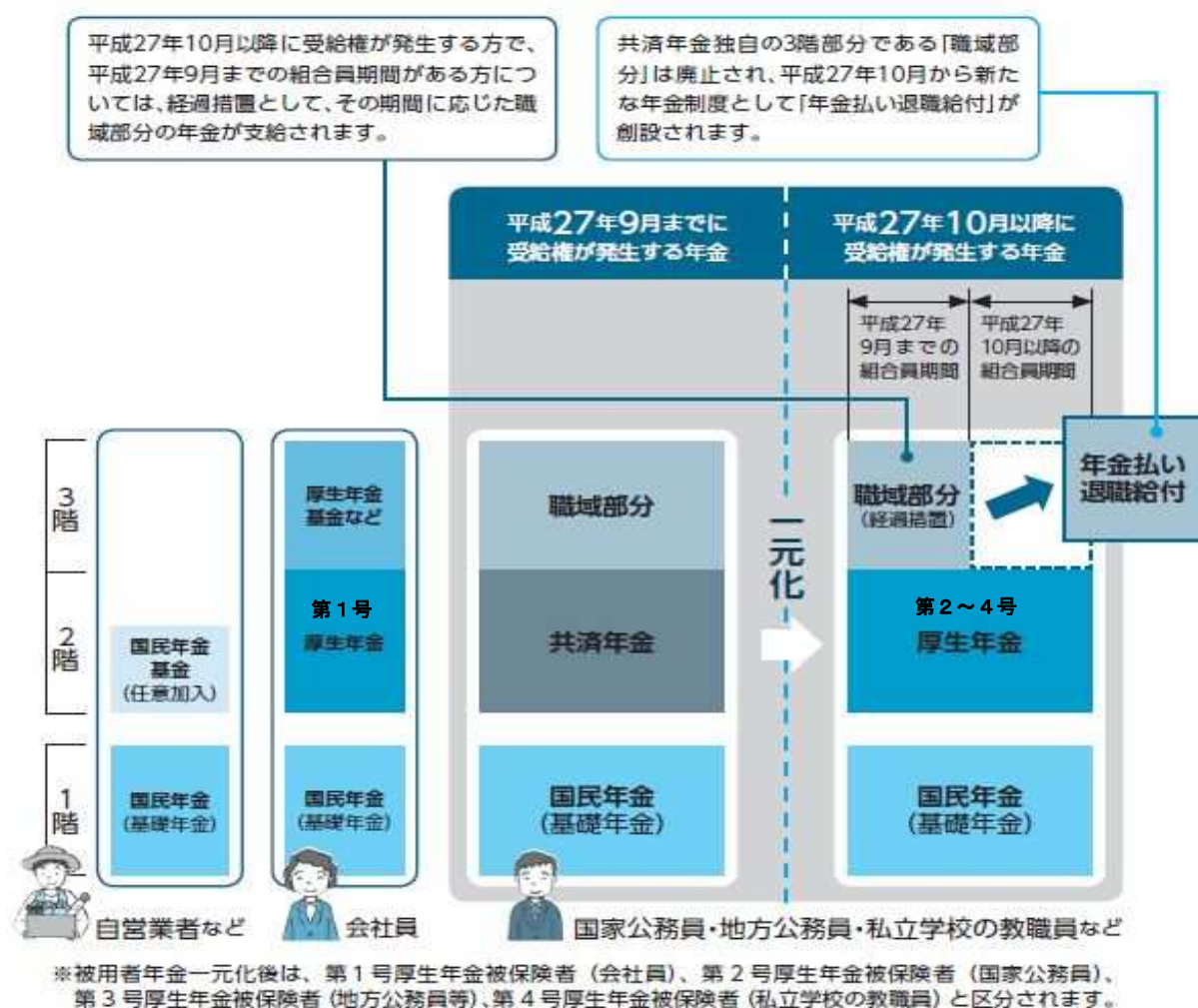
資料目次

項 目	ページ
1 年金制度について知っておきたいこと	1
(1)現在の公的年金制度	1
(2)年金の種類	2
(3)年金を決定・支給する実施機関	3
2 老齢年金について	4
(1)老齢厚生年金等の支給開始年齢	4
(2)各老齢年金等の概要	5
● 老齢厚生年金(被用者年金)(2階部分)	5
● 加給年金額(該当者のみ)(2階部分)	5
● 職域年金相当部分(経過的職域加算額)(旧3階部分)	6
● 退職年金(年金払い退職給付)(新3階部分)	6
● 老齢基礎年金(国民年金)(1階部分)	8
3 受給権発生後の年金手続について	9
(1)単一者・混在者とは	9
(2)昭和36年4月1日以前生まれの方の年金手続(60歳～65歳到達時)	10
(3)昭和36年4月2日以降生まれの方の年金手続(65歳到達時)	10
(4)退職時の年金手続(65歳以降に退職した場合)	11
(5)各種請求書の様式	12
(6)一般組合員として再就職した時の手続	14
4 年金の受給に関すること	15
(1)老齢厚生年金の在職支給停止について	15
(2)年金の繰上げ(65歳未満の方)	17
(3)年金の繰下げ(65歳以上の方)	17
(4)年金の見込額について	18
(5)年金の支給日	20
(6)年金額の改定	20
(7)年金額にかかる税金	20
5 障害年金・遺族年金について	21
(1)障害年金	21
(参考資料)障害厚生年金について	23
(2)遺族年金	25
年金Q&A	27
問合せ先一覧	38

1 年金制度について知っておきたいこと

(1) 現在の公的年金制度

年金制度は、建物に例えると「3階建て」になっており、公立学校共済組合の組合員の場合は、1階部分が「国民年金（基礎年金）」、2階部分が「厚生年金」、公務員共済組合独自の給付である3階部分が「退職年金（年金払い退職給付）」「職域年金相当部分」となっています。



出典 (株) 社会保険出版社 冊子「私たちの年金が変わります」

名称		概要
国民年金 (基礎年金) (P 8)	1 階	◆すべての国民に共通する年金制度です。 ◆日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する義務があります。 ◆保険料を40年間納めた場合、65歳から満額が支給され、保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。 【被保険者の分類】 第1号被保険者：自営業、学生等（20歳以上60歳未満） 第2号被保険者：会社員、公務員等（厚生年金保険の被保険者） 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）
厚生年金 (被用者年金) (P 5)	2 階	◆会社員や公務員などが加入する年金制度で、国民年金に上乗せして支給されます。 ◆加入期間と報酬等をベースに計算した年金が支給されます。 【被保険者の分類】 第1号厚生年金被保険者：会社員等 第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合の組合員 第3号厚生年金被保険者：地方公務員共済組合の組合員 第4号厚生年金被保険者：私立学校の教職員
退職年金 (年金払い退職給付) (P 6)	新 3 階	◆公務員が加入する独自の制度です。 ◆平成27年10月の被用者年金一元化により新たに創設され、一元化以降の期間に応じて支給されます。
職域年金相当部分 (経過措置) (P 6)	旧 3 階	◆共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

（２）年金の種類

国民年金と厚生年金は給付の事由により、それぞれ、**老齢、障害、遺族**の3種類の年金があります。受給するためにはそれぞれ一定の要件を満たす必要があります。

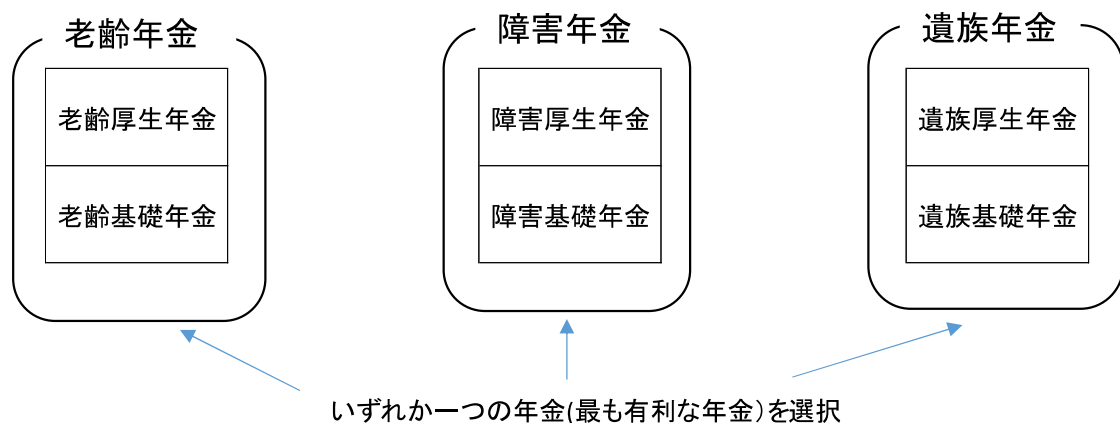
名称 事由	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老齢 (P 5)	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり、支給開始年齢に達したとき支給される年金
障害 (P21)	障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度になった場合に支給される年金
遺族 (P25)	遺族基礎年金	遺族厚生年金	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

【1人1年金の原則】

公的年金では、支給事由(老齢・障害・遺族)が異なる二つ以上の年金を受給できる場合、原則として、いずれか一つの年金(最も有利な年金)を選択します。(1人1年金の原則)

同じ事由で受給できる年金(「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」)は、一つの年金とみなし併せて受給できます。

※ 選択後でも、選択する年金を変更することが可能です。



(3) 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する機関を「実施機関」と呼びます。公務員の厚生年金は、最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は、表のとおりです。

公的年金等	建物に例えると	加入者	実施機関 (年金を決定・支給する機関)
国民年金 (基礎年金)	1 階	20歳以上60歳未満の全国民	厚生労働大臣 (日本年金機構)
厚生年金 (被用者年金)	2 階	民間の会社員等	厚生労働大臣 (日本年金機構)
		国家公務員	国家公務員共済組合
		地方公務員 (公立学校教職員等)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、市町村職員共済組合等)
		私立学校教職員	日本私立学校振興・共済事業団
職域年金相当部分・退職年金(年金払い退職給付)	3 階	国家公務員及び地方公務員	国家公務員共済組合 地方公務員共済組合

2 老齢年金について

(1) 老齢厚生年金等の支給開始年齢

老齢年金の支給開始年齢は、原則 65 歳です。

老齢年金には、主に

- ・老齢基礎年金
- ・老齢厚生年金

があり、いずれも 65 歳から受給することが基本となります。

<参考>特別支給の老齢厚生年金について

昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方については、経過措置として、65 歳前から支給される「特別支給の老齢厚生年金」が設けられていました。この制度では、生年月日に応じて、60 歳から 64 歳までの間に、老齢厚生年金の一部が支給されていました（下図）。昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方については、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。

生年月日	支給開始年齢	60歳	65歳
昭和24年4月2日～ 昭和25年10月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和25年10月2日～ 昭和28年4月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日	61歳	退職共済年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日	61歳	老齢厚生年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳	老齢厚生年金(特別支給) △62歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳	老齢厚生年金(特別支給) △63歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳	老齢厚生年金(特別支給) △64歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日～	65歳		老齢厚生年金 老齢基礎年金

＜参考＞女性の方で厚生年金に加入している場合

女性の方で、臨時的任用職員や民間企業での勤務経験等（1号厚年期間）がある方の場合、その期間分の老齢厚生年金は、生年月日に応じて次表のとおり支給されます。公務員年金と支給開始年齢が異なる方は、2回年金請求手続きが必要です。

生年月日	支給開始年齢	生年月日	支給開始年齢
昭29.4.2～昭33.4.1	60歳	昭37.4.2～昭39.4.1	63歳
昭33.4.2～昭35.4.1	61歳	昭39.4.2～昭41.4.1	64歳
昭35.4.2～昭37.4.1	62歳	昭41.4.2以降	65歳

（２）各老齢年金等の概要

	65歳までの年金 (特別支給の老齢厚生年金がある方)	65歳からの年金
3階	職域年金相当部分 (経過職域加算額) 在職中は停止	退職年金 (年金払い退職給付) 退職後に支給 職域年金相当部分 (経過職域加算額) 在職中は停止
2階	特別支給の 老齢厚生年金 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止	老齢厚生年金 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止 加給年金 該当者のみ
1階		老齢基礎年金 (国民年金)

● 老齢厚生年金（被用者年金）（2階部分）

【支給要件】 次のいずれの要件も満たしている場合に支給されます。

- ◆ 厚生年金の加入期間が1月以上あること
- ◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

【年金額】 老齢厚生年金は、組合員期間と報酬等を基礎として計算されます。



厚生年金に加入し報酬を受け取っている老齢厚生年金受給者は、報酬と年金の合計額が一定の基準を超えると、年金の支給が停止されます。（P15 参照）

● 加給年金額（該当者のみ）（2階部分）

【支給要件】 年金請求者が65歳到達時に、次のいずれの要件も満たしている場合に支給されます。

- ◆ 厚生年金保険の加入期間が 20 年以上
- ◆ 65 歳に到達した時、年金請求者によって生計維持されている、次表に該当する配偶者又は子がいる

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和 7 年度)
配偶者	65歳未満	年収850万円未満 (又は所得655.5万円未満) ※	415,900円／年
子	①18歳に達する日の属する年度末までの間にある子 ②20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害状態にある子		◎ 1 人目・2 人目の子 各239,300円／年 ◎ 3 人目以降の子 各79,800円／年

※ 配偶者の年収(又は所得)が限度額以上でも、定年退職等の理由（自己都合によらないもの）で、収入(又は所得)が上記金額を下回ると見込まれるときは、年金請求者が 65 歳到達時に加給年金額対象者に該当します。



加給年金額対象者である配偶者が障害厚生年金又は障害基礎年金又は加入期間 20 年以上の老齢厚生年金（老齢基礎年金は対象外）の受給権を有している場合は、支給の有無に関わらず、加給年金額の支給が停止されます。

● 職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧 3 階部分）

共済年金独自の 3 階部分である「職域部分」は廃止され、平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

● 退職年金（年金払い退職給付）（新 3 階部分）

退職年金(年金払い退職給付)は、平成 27 年 10 月の年金一元化に伴い創設された公務員の年金制度です。半分は、支給期間を終身とする終身退職年金、半分は有期退職年金（支給期間を 20 年（240 月）、10 年（120 月）、一時金から選択）として支給されます。

【支給要件】 次のすべての要件を満たしている場合に支給されます。

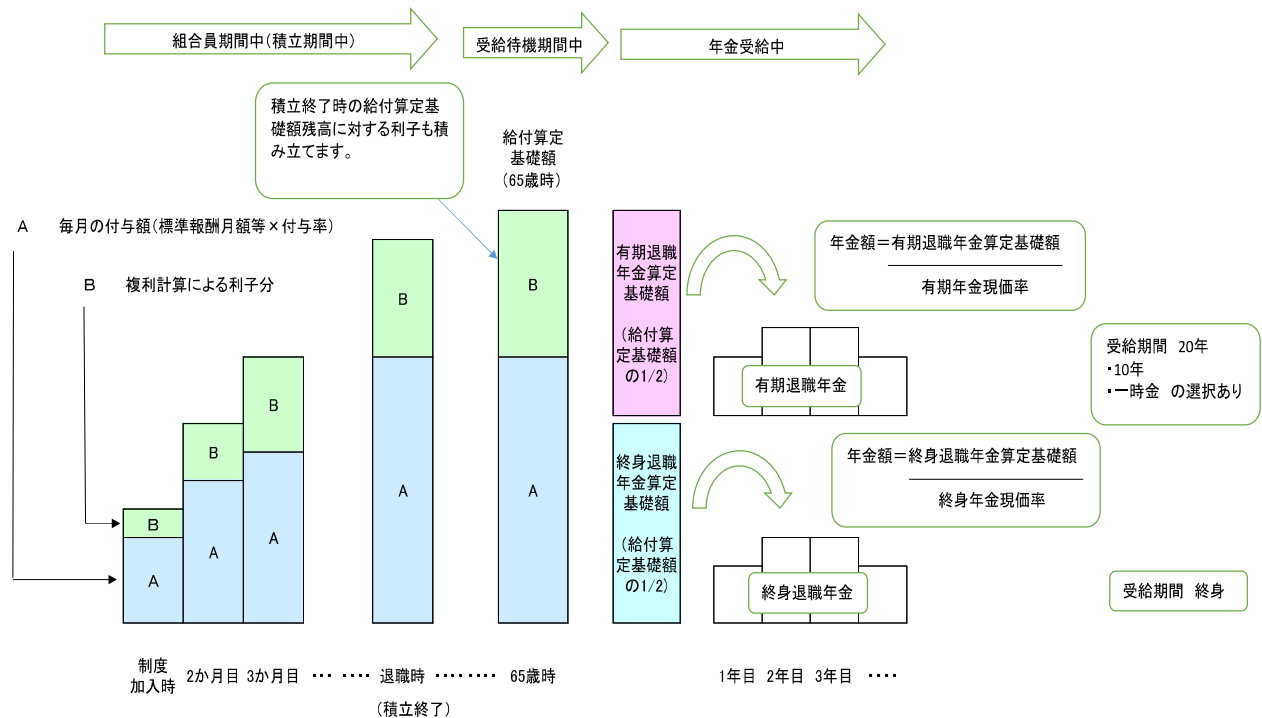
- ◆ 1 年以上の引き続く組合員期間を有すること※
- ◆ 65 歳以上であること
- ◆ 退職していること（引き続き短期組合員になる方を含む）

※ 平成 27 年 10 月以降の組合員期間。

平成 27 年 10 月 1 日以降の組合員期間が 1 年未満でも、平成 27 年 10 月 1 日をまたぐ 1 年以上の引き続く組合員期間がある場合は支給。

【年金額】 毎年7月下旬に自宅に送付される「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」（P19 参照）でご確認いただけます。積立と受給額のイメージは下図のとおりです。

積立時と受給時のイメージ図



【参考】職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）と退職年金（年金払い退職給付）（新3階部分）の比較表

	職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）	退職年金(年金払い退職給付)（新3階部分）
支給開始年齢	老齢厚生年金と同じ	65歳以上の退職者（引き続き短期組合員となる方を含む）
支給期間	老齢厚生年金と同じ	年金額の1/2→終身 年金額の1/2→有期 (20年、10年、一時金から選択)
計算の基礎となる組合員期間	平成27年9月までの組合員期間	平成27年10月以降の一般組合員期間
財政方式	現在の現役世代（被保険者）の保険料により受給者の年金を支給する「賦課方式」	積み立てた保険料を原資として年金を受け取る「積立方式」

● 老齢基礎年金（国民年金）（1階部分）

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの間に共済年金や国民年金、厚生年金に加入した期間が通算して10年以上である者が65歳に達したときに支給されます。

【年金額】 831,700円[※]／年（40年間保険料を納付した場合）

※ 令和7年度の場合（賃金や物価の変動により改定あり）



保険納付期間が40年に満たない場合は、未納付の期間に応じて減額されます。

老齢基礎年金の額 = $831,700 \text{ 円} \div \text{年} \times \text{加入月数} \div 480 \text{ 月 (40年間)}$

<例> 加入月数が合計456月（38年）の場合

$831,700 \text{ 円} \times 456 \text{ 月} \div 480 \text{ 月} = 790,115 \text{ 円}$

（参考）任意加入制度について

60歳以上で、①老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方、②受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額（40年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方は、①の方は70歳まで、②の方は65歳まで、国民年金に任意加入できる制度があります。お近くの年金事務所へ相談してください。ただし、再任用フルタイムや臨時的任用職員等、厚生年金に加入している方は、国民年金に任意加入することはできません。

3 受給権発生後の年金手続について

年金の手続は、以下の区分によって手続内容や提出先が異なります。
まずは、ご自身がどの区分に当てはまるかをご確認ください。

- ・年金加入歴（単一者／混在者）
- ・生年月日（昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれ／昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれ）
- ・年金受取方法（65 歳から受給する／繰下げをする）

（１） 単一者・混在者とは

① 単一者とは

単一者とは、**共済組合の組合員期間のみを有する方**を示す実務上の区分です。

共済組合の組合員期間は、厚生年金制度上は**第 2 号（国家公務員）**または**第 3 号（地方公務員）被保険者に相当する期間**として整理されます。

【補足】共済組合の組合員期間は、国民年金制度上の第 2 号被保険者に相当する期間として、整理されます。

② 混在者とは

混在者とは、共済組合の組合員期間に加えて、民間企業等の厚生年金第 1 号や自営業等の国民年金第 1 号等他の公的年金制度の加入期間がある方をいいます。（P 2 参照）

＜参考＞単一者に該当する方はごく少数？

現在、単一者に該当する方は非常に限られています。その背景には、国民年金制度の改正があります。

国民年金は、平成 3 年 4 月から学生も含めて加入が義務化されました。それ以前は、学生については国民年金への加入は任意であり、加入していない方も多くいました。

そのため

- ・平成 3 年 4 月より前に採用された方
- ・国民年金に任意加入したことがない方
- ・他の年金制度に加入したことがない方

については、結果として**共済組合の組合員期間のみとなり、単一者となる場合があります。**

一方、平成 3 年 4 月以降に学生であった方や、民間企業での勤務、配偶者の扶養期間等がある方は、国民年金や他の厚生年金制度の加入期間が生じるため、**実務上は混在者として取り扱われます。**

(2) 昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの方の年金手続 (60 歳～65 歳到達時)

手続が必要

この区分の方は、すでに老齢厚生年金または特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しており、支部から年金請求に必要な書類を送付※しています。

お手元に届いている案内をご確認のうえ、案内に従って速やかに手続を行ってください。

- ・年金を受け取るためには、請求書の提出が必須です。
- ・また手続きされていない方は、速やかに年金請求を行ってください。

※昭和 36 年 3 月 2 日～4 月 1 日生まれの方の 65 歳の請求手続きは令和 8 年 2 月中に発送予定

<書類に関するお問い合わせについて>

書類の記入方法がわからない、書類を紛失してしまった場合は、お早めにご連絡ください。

なお、連絡先は在職状況により異なります。在職中の方は神奈川支部へ、すでに退職されている方は本部へご連絡ください。



年金の請求手続きが行われない場合、年金が支給されません。

また、年金には 5 年の時効があるため、請求手続きが遅れると、本来受け取れる年金が支給されない場合があります。

(3) 昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの方の年金手続 (65 歳到達時)

手続が必要

この区分の方は、65 歳に到達した時点で初めて年金の受給権が発生します。

65 歳到達時には、老齢厚生年金・老齢基礎年金について「65 歳から受け取る」か「繰下げる」かを選択します。

在職中の方（退職後 6 か月以内の方を含む）には、65 歳到達のおおむね 2 か月前に、年金請求に必要な関係書類を送付します。すでに退職されている方は、最後に加入していた年金制度の実施機関（P 3 参照）から、請求書が送付されます。

① 65 歳から年金を受け取る場合

【単一者の場合】

- ・共済組合から送付される 年金請求書 を提出してください。

- ・老齢厚生年金および老齢基礎年金をまとめて共済組合へ請求します。

【混在者の場合】

- ・共済組合から送付される 年金請求書 を提出してください。
- ・老齢厚生年金および老齢基礎年金をまとめて共済組合へ請求します。
- ・請求書は共済組合を通じて他実施機関へ回送されますので、年金事務所へ別途提出する必要はありません。

年金が決定すると、老齢厚生年金（共済分）は公立学校共済組合本部から、老齢基礎年金は日本年金機構から、老齢厚生年金（他制度分）はそれぞれ他実施機関から年金決定通知書及び年金証書が自宅に送られ、年金の支給が始まります。年金証書等は、大切に保管してください。

初回の支給は、請求書（添付書類等がすべて整っているもの）の提出から3～6か月後になります。

② 年金を繰下げる場合

繰下げとは、年金の受給開始を66歳以降に遅らせる制度です。（P17・P18 参照）

【老齢厚生年金・老齢基礎年金を両方繰下げる場合】

- ・65歳時点での書類提出は不要です。
- ・66歳以降、ご自身が希望する時期に請求書を提出してください。

【一方のみ繰下げる場合】

- ・65歳時に、年金請求書の提出と受取方法（受取／繰下げ）確認書の提出が必要です。
- ・提出方法・請求先は、単一者・混在者の区分により異なります。詳細は65歳に送付される案内をご確認ください。

（４） 退職時の年金手続（65歳以降に退職した場合）

手続が必要

65歳以降に退職した場合、年金の受取方法に関わらず、退職に伴う手続が必要となります。

主な手続は次のとおりです。

① 老齢厚生年金の退職改定

受給権発生から退職までの組合員期間に応じて年金額を上乗せするため、改めて年金額を計算し、決定する手続です。また、在職中の支給停止の解除※を行います。

- **年度末退職予定者**：毎年2月頃実施する「就業予定調査・退職届書」の提出により、翌年度の就業状況を確認したうえで、退職改定を行います。
- **年度途中退職者**：退職の事実を確認後、ご自宅に送られる「就業予定調査」の提出をもって、退職改定を行います。

※3月末に退職された場合、6月の支給分までは、在職停止が反映されず、解除後の年金額は、8月中に支給予定です。退職後に厚生年金に加入した場合は、在職停止が継続します。

② 退職年金（年金払い退職給付）の請求または繰下げ

該当する方には、退職後に必要な書類をお送りしますので、案内に従って手続きを行ってください。



ここでいう「退職」とは、「公務員共済組合の一般組合員でなくなる」ことをいいます。（共済組合の任意継続組合員になる場合や短期組合員になる場合も「退職」に該当します。）

（５） 各種請求書の様式

①年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付) 冊子

【送付時期及び送付先】支給年齢に達する誕生月の前々月末に自宅へ送付
老齢厚生年金・老齢基礎年金（国民年金）の請求手続に使用します。

【送付時期及び送付先】 2月中旬に所属所へ送付
老齢厚生年金の退職改定手続に使用します。

就業予定調査・退職届書
(異本)

【送付時期及び送付先】「②就業予定調査・退職届書」の提出後、該当者の自宅へ送付
退職年金（年金払い退職給付）の請求手続に使用します。

退職年金（年金払い退職給付）
決定請求書
（見本）

(6) 一般組合員として再就職した時の手続

手続が必要

年金受給者※が再就職し、共済組合の一般組合員になった場合は、「年金受給権者再就職届書」を、所属所を経由して神奈川支部へ提出してください。様式は神奈川支部ホームページからダウンロードできます。短期組合員（臨時的任用職員等）として再就職した時は、提出は必要ありません。

公立学校共済組合以外の公務員共済組合の年金を受けている場合は、年金証書（原本）を添付してください。後日、年金の再決定に必要な請求書類等を自宅に送付します。

年金受給権者再就職届書

（見本）

この様式は、公務員共済組合の年金受給者のみ再就職先の共済組合を經由して提出してください。
 (注1) 基礎年金番号(10桁)の場合は左記の欄に記入してください。
 (注2) 公立学校共済組合以外の公務員共済組合年金(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、市町村職員共済組合)の決定を受けている場合は、年金証書(原本)を添付してください。

※ 老齢厚生年金または障害厚生年金の受給権者のみ

4 年金の受給に関すること

(1) 老齢厚生年金の在職支給停止について

老齢厚生年金の受給者が在職中（厚生年金保険の被保険者）である間は、報酬と年金額の合計額が一定の基準額を超えると、年金の一部又は全部が支給停止されます。



支給停止された年金額が後日支給されることはありませんが、被保険者期間は、退職後から支給される年金額に反映されます。

【支給停止の計算方法】

対象者	年金の種類	加入する厚生年金制度別の年金支給停止調整額	
		公務員厚生年金 (暫定再任用フルタイム職員等)	一般厚生年金・私学厚生年金 (暫定再任用短時間職員、臨時的任用職員等)
すべての年金受給者	老齢厚生年金	再就職先の A 標準報酬月額 ^{※1} + B 直近一年間の期末手当等 ÷ 12 + C 老齢厚生年金(職域年金相当部分を除く)の月額 の合計が 51万円 ^{※2} を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が支給停止	
	職域年金相当部分	全額支給停止	全額支給
	退職年金(年金払い退職給付)	退職後に支給開始	全額支給

※1 基本給＋諸手当等を基に定められた保険料（掛金）算定基礎額

※2 令和7年度（参考）の場合（賃金や物価の変動により改定あり）



厚生年金制度に加入しないで働く場合、在職支給停止の適用はありません。
また、不動産等による収入は、在職支給停止の対象にはなりません。

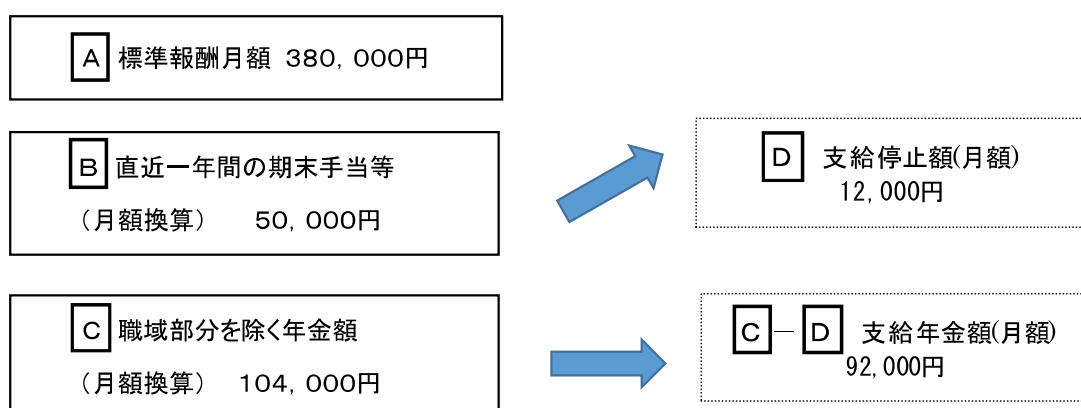
<例> 在職支給停止額 の計算方法

- ◆標準報酬月額 380,000円
- ◆直近一年間の期末手当等 600,000円
- ◆年金額 1,500,000円（職域年金相当部分※¹を含む）
- ※1 職域年金相当部分は年金額の1/6程度

A 標準報酬月額 380,000円
B 直近一年間の期末手当等（月額換算） $=600,000 \div 12 = 50,000$ 円
C 職域年金相当部分を除く年金額（月額換算）
 $=1,500,000 \times 5/6 \div 12 = 104,000$ 円※²
A + **B** + **C** $=380,000 + 50,000 + 104,000 = 534,000$ 円
 $\longrightarrow$ 51万円を超えているので支給停止あり
D 支給停止額（月額） $= (534,000 - 510,000) \times 1/2 = 12,000$ 円

実際の年金支給額 $\longrightarrow$ （月額）**C** - **D** $=104,000 - 12,000 = 92,000$ 円

※2 実際は1円単位まで計算されます。



(2) 年金の繰上げ (65 歳未満の方)

手続が必要

60 歳以降、支給開始年齢 (P4 参照) になる前から年金を繰上げて早めに受給する制度があります。ただし、繰上げて受給すると制約を受ける事項があります。

<繰上げ受給の老齢厚生年金を請求する際の注意事項>

- ◆ 支給される年金の額は、繰上げする期間 1 か月につき 0.4%減額され、減額された年金額は生涯変わりません。
- ◆ 老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ請求する必要があります。
- ◆ 繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- ◆ 繰上げ受給をすると、事後重症による障害厚生年金 (P21 参照) の請求はできません。

S37.4.2以降生まれの方

繰上げ期間	減額率
5 年 (60月)	24%
4 年 (48月)	19.2%
3 年 (36月)	14.4%
2 年 (24月)	9.6%
1 年 (12月)	4.8%

(3) 年金の繰下げ (65 歳以上の方)

手続が必要

65 歳から支給される老齢厚生年金と老齢基礎年金は、66 歳以降 75 歳[※]までのうち、選択した時点からの受給に繰り下げることができます。この場合、年金額は繰下げする期間 1 か月につき 0.7%増額されます。年金を繰り下げの場合、65 歳時点では請求手続は行いません。共済組合からの案内を確認し、66 歳以降の受給を開始したい時期に改めて請求してください。

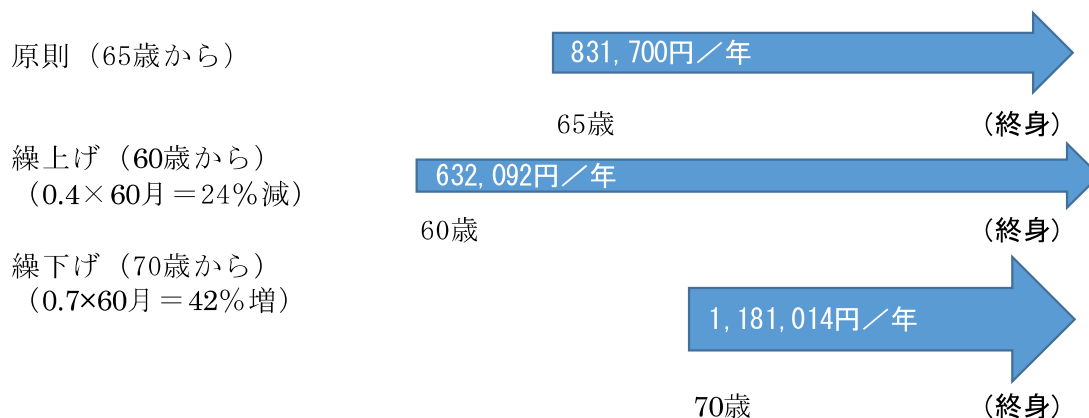
※ 制度改正に伴い、令和 4 年 4 月から受給開始期限の上限が 75 歳に引き上げられました。
(S27.4.2 以降生まれの方が対象)

<繰下げ受給の老齢厚生年金を請求する際の注意事項>

- ◆ 加給年金額を受けられる方が老齢厚生年金の繰下げを行った場合、その間、加給年金額も支払われません。また、繰下げをしても、加給年金額は増額されません。
- ◆ 繰下げ期間中の在職により支給停止される額については、増額の対象となりません。

- ◆ 複数の老齢厚生年金がある場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げなければなりません。（老齢厚生年金と老齢基礎年金は別個に繰り下げることができます。）
- ◆ 65歳以降に初めて一般厚生年金（公立学校共済組合の短期組合員を含む）や私学厚生年金に加入した場合には、66歳時点では繰り下げ受給ができない場合があります。

**（例）老齢基礎年金を繰上げ、繰下げした場合
（年額 831,700円（令和7年度）の場合）**



（４）年金の見込額について

◆ 「ねんきん定期便」

直近の誕生月の月末に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「ねんきん定期便」で将来の年金見込額や保険料納付実績など年金に関する情報が確認できます。なお「ねんきん定期便」の年金見込額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

- ① 50歳未満・・・現時点までの加入実績に基づいて計算
- ② 50歳以上 60歳未満・・・60歳まで継続加入したと仮定して計算
- ③ 60歳以上（引き続き厚生年金に加入する場合）
・・・定期便が送付された年齢の4か月前まで継続加入したとして計算
ただし、すでに年金が決定している時は年金見込額の表示はありません。

◆ 「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」

公務員厚生年金期間における年金加入記録や将来の年金見込額が確認できます。詳しいことは、「公立学校共済組合本部ホームページ」に掲載されています。

トップページ右側の「ピックアップコンテンツ」



ピックアップ情報

「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき(マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービスのご案内)」



ページ下部にあるオレンジのバナー「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」をクリック

令和7年4月から、新たにマイナポータルと連携した年金記録の電子交付サービスを開始しました。ご利用にはマイナンバーカード及びスマートフォン（またはICカードリーダーのついたパソコン）が必要です。

なお、すでに老齢厚生年金等を受給しているなど一部の方はご利用いただけませんので、ご注意ください。

※「地共済年金情報 Web サイト」は令和7年3月31日をもってサービスを終了しました。

◆「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」

毎年7月下旬に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「給付算定基礎額残高通知書」で、前年度までに組合員が積み立てた額（給付算定基礎額）等に関する情報が確認できます。

※住所が変更になる場合、郵便局で「転居届」（本人確認が必要）の手続きをしていたと、旧住所あての郵便物等を新住所に転送してもらえるため、不達、不着を防ぐことができます。転送期間は届出日から1年間です。（転送開始希望日からではありません。）

(5) 年金の支給日

年金の支給は年6回で、偶数月の15日に、それぞれの前2か月分が指定の金融機関に振り込まれます。（金融機関が休日の場合は、直前の営業日です。）

※ 毎年6月と12月に公立学校共済組合本部から支給額をお知らせする「年金支払通知書（送金案内書）」が受給者に送付されます。

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給対象	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
(前月までの2か月分)	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分



初回の支給は、請求書（添付書類等がすべて整っているもの）の提出から3～6か月後になります。



3月末に退職される方は、年金額の在職停止が解除されますが、6月の定期支給時（4・5月分）においては、在職停止が解除されていない状態で支給されます。在職停止が解除された年金は、8月中に支給できる予定です（退職後、厚生年金に加入した方は、引き続き在職停止がかかります。）。

(6) 年金額の改定

年金額は物価変動等により、原則として毎年度改定されます。改定があった場合には、公立学校共済組合本部から「年金額改定通知書」が受給者に送付されます。

(7) 年金額にかかる税金

手続が必要な場合あり

老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。

また、年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

収入の条件などにより確定申告が必要となる場合がありますので、手続については、年金支給開始後の通知等を参照いただくとともに、所得税の詳細については、税務署に確認してください。

5 障害年金・遺族年金について

(1) 障害年金

手続が必要

「障害厚生年金」は、一般組合員の被保険者期間中に「初診日※」のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1級～3級）に該当すると認定されたとき支給されます。（障害等級は、身体障害者手帳の認定基準とは異なります。）

さらに、障害等級が1・2級に該当する場合は、「障害基礎年金」（国民年金）も併せて支給されます。

なお、初診日から1年6か月後の時点では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます（事後重症制度）。ただし、事後重症による請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

一般組合員の被保険者期間中の初診日でない場合は、その当時加入していた実施機関（P3）へお問合せください。

※ 初診日とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

【支給要件】 次の要件を全て満たす場合に支給されます。

- ◆ 障害の原因となった傷病の「初診日」に一般組合員の被保険者であること。
- ◆ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日（症状が固定した日を含む））までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。
（事後重症の場合は障害認定日後65歳に達する日の前日までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。）
- ◆ 保険料納付要件を満たしていること。（請求時、共済組合に確認）

【障害の程度と支給される年金等】

障害等級	共済組合から支給	日本年金機構から支給	障害基礎年金額 （令和7年度）
1級	障害厚生年金※ ¹	障害基礎年金	1級…1,039,625円／年 ＋子の加算※ ²
2級	障害厚生年金※ ¹	障害基礎年金	2級…831,700円／年 ＋子の加算※ ²
3級	障害厚生年金	—	
3級より軽い程度	障害手当金 （一時金）※ ³		

※1 1級・2級の障害厚生年金を受ける方に生計を維持されている※⁴65歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金額（239,300円（令和7年度））が支給されます。

※2 子の加算

障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている※⁴次に該当する子がいる場合は、子の加算があります。

【年齢要件】

- ◆ 18 歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子
- ◆ 20 歳未満で、障害等級が 1 級又は 2 級に該当する障害状態にある未婚の子

【年金額（令和 7 年度）】

- ◆ 1 人目・2 人目の子 各 239,300 円／年
- ◆ 3 人目以降の子 各 79,800 円／年

※ 3 障害手当金（一時金）

初診日が一般組合員の被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して 5 年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態（障害等級の 3 級より軽い程度）である場合に支給されます。

※ 4 被保険者と生計が同一で年収 850 万円未満（又は所得 655.5 万円未満）であること

障害厚生年金について

公立学校共済組合神奈川支部
年金グループ ☎ 045(210)8183

「障害厚生（共済）年金」とは、組合員の皆様がお勤めになっている間の病気やけが等により、日常生活や仕事などが制限されるようになった場合に、次に示す要件を全て満たすことで受給できる年金です。在職中でも請求は可能です。

1 受給要件

次の（１）～（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）**初診日**（※１）において一般組合員であること

⚠ 「初診日」に短期組合員であった方はお近くの年金事務所（日本年金機構）へご相談ください。

（２）保険料納付要件を満たしていること

（３）**障害認定日**（※２）、または**事後重症認定**で、１級～３級の障害等級に該当する障害状態にあること

※１ 初診日：傷病について**初めて**医師または歯科医師の診察を受けた日

※２ 障害認定日：原則、初診日から起算して１年６月を経過した日

ただし、特例症例（以下）に該当する場合はこの限りではありません。



特例症例

以下の特例症例に該当する場合は、各定められた日が障害認定日になります。ただし、初診日から１年６月経過後の場合は、初診日から１年６月を経過した日が障害認定日となります。

症例の現象	障害認定日
①上肢・下肢を離断又は切断した	①離断又は切断した日
②人工骨頭又は人工関節を挿入、置換した	②人工骨頭又は人工関節を挿入、置換の日
③脳血管疾患による機能障害となった	③初診日から起算して６月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
④心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した	④心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した日
⑤心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着した	⑤移植又は装着日
⑥CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した	⑥装着日
⑦胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換した	⑦挿入置換日
⑧人工透析療法を施行した	⑧人工透析療法を初めて受けた日から起算して３月を経過した日
⑨人工肛門造設、又は尿路変更術を施した	⑨人工肛門造設、又は尿路変更術を施した日から起算して６月を経過した日
⑩新膀胱を造設した	⑩新膀胱を造設した日
⑪喉頭全摘出手術を施した	⑪喉頭全摘出手術を施した日
⑫在宅酸素療養を行っている	⑫在宅酸素療養を開始した日
⑬遷延性植物状態である	⑬状態に至った日から起算して３月を経過した日以後

2 年金の種類と障害等級の関係

障害等級は、公的年金制度で定める認定基準であり、１級から３級があります。

１級または２級に認定されると、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

なお、障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。

厚生年金保険			国民年金保険		
重 障 害 の 程 度 低	1級	障害厚生年金 (報酬比例部分の1.25倍)	配偶者の 加給年金	障害基礎年金	子の 加算額
	2級	障害厚生年金	配偶者の 加給年金	障害基礎年金	子の 加算額
	3級	障害厚生年金			

③ 請求方法

障害年金には、「認定日請求」と「事後重症請求」の2種類の請求方法があります。



認定日請求

障害認定日に遡って請求する方法です。障害認定日以降請求時まで障害等級3級以上の障害状態にある場合、障害認定日まで遡って年金が支給されます。

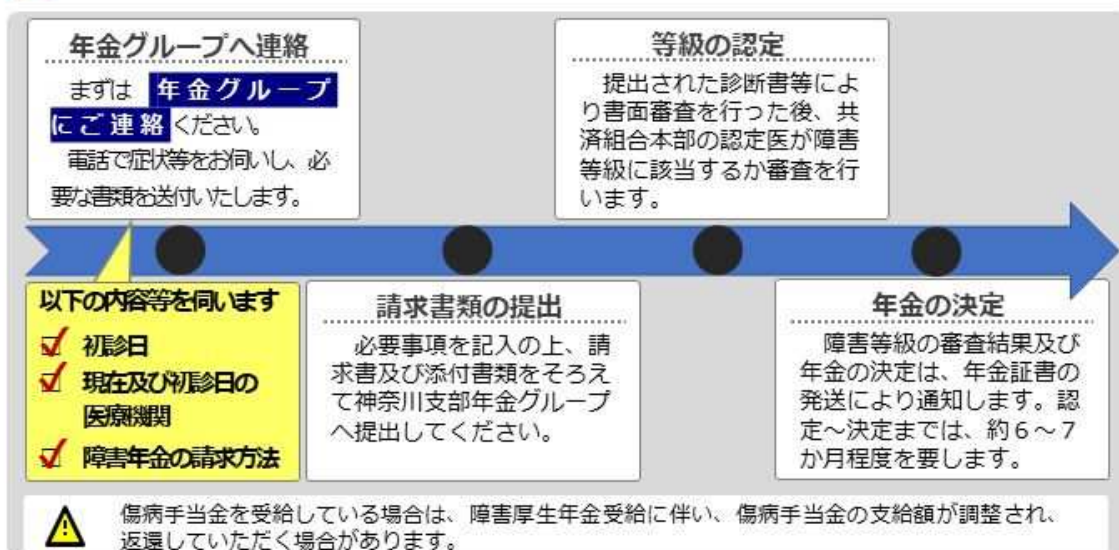


事後重症請求

障害認定日には障害状態に該当せず、その後症状が進行して65歳に達する日の前日までにその傷病により障害状態になった方が請求する方法です。



④ 申請の流れ



(2) 遺族年金

手続が必要

「遺族年金」は、厚生年金保険の被保険者（組合員）又は被保険者（組合員）であった方が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

「遺族厚生年金」の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金の3/4に相当する額とされています。

【支給要件】 次の要件のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき※
- ◆ 被保険者であった者が、一般組合員の被保険者期間に初診日がある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき※¹
- ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき
- ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は公的年金加入期間が25年以上ある者が死亡したとき

※ 保険料納付要件あり。（請求時、共済組合に確認）

【遺族とは】

被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた※¹次表の「遺族」に該当する方

順位※ ²	遺族	要件等
1位	配偶者	◆夫は55歳以上であること（支給開始は60歳以上。ただし遺族基礎年金の受給権がある場合は60歳前から支給） ・妻には年齢制限はありません。
	子	◆18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子 ◆障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の子 ・子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。
2位	父母	◆55歳以上であること（支給開始は60歳以上）
3位	孫	◆18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の孫 ◆障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の孫
4位	祖父母	◆55歳以上であること（支給開始は60歳以上）

※1 被保険者と生計が同一で年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）であること
死亡した当時、収入又は所得が限度額以上でも、おおむね5年以内に限度額未満となると認められる事由（退職または廃業など）がある方は該当します。

※2 遺族厚生年金を受けられる順位で、最も順位の高い方が年金を受給できます。

【遺族に支給される年金】

子のある配偶者又は子には、「遺族基礎年金」(国民年金)も併せて支給されます。

	共済組合から支給	日本年金機構から支給	遺族基礎年金額 (令和7年度)
子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金	831,700円／年＋子の加算 ^{※1}
子	遺族厚生年金 ^{※2}	遺族基礎年金 ^{※2}	831,700円／年＋2人目以降の子の加算 ^{※1}
その他の遺族 ^{※3}	遺族厚生年金		

※1 子の加算

【年金額（令和7年度）】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 239,300円／年
- ◆ 3人目以降の子 各 79,800円／年

※2 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。

※3 夫が死亡したときに40歳以上で子のない妻が受ける遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算として623,800円（令和7年度）が加算されます。

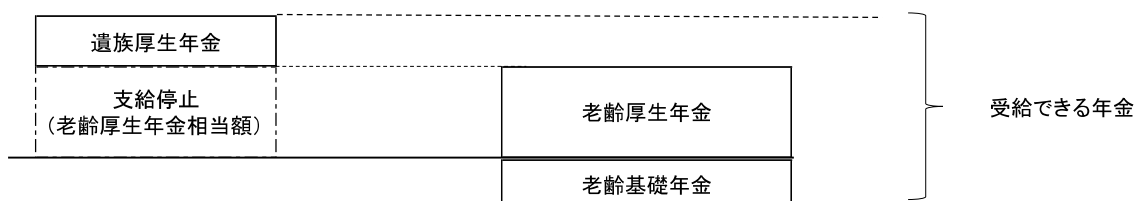
【65歳以上の方の遺族厚生年金】

65歳以上の方は、まず御自身の老齢厚生年金[※]を受給し、遺族厚生年金は老齢厚生年金より額が高い場合に、その差額を受給します。老齢厚生年金の方が高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

※ 在職等により、老齢厚生年金が停止されている場合は、その停止前の額。（加給年金額は除く）

65歳以降

【遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給イメージ】



年金Q&A 目次

資料項目			項番	質問内容	ページ
			1	基礎年金番号とは何ですか？自分の番号を確認するには？	28
			2	年金手帳を持っていないのですが。	28
			3	年金請求に時効はありますか？	28
1	年金制度	年金の種類 (受給選択)	4	私は、現在、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しています。65歳になるとどうなりますか？	28
2	老齢年金	支給開始年齢	5	老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？	29
			6	女性で、民間企業に勤務し、厚生年金に加入していた期間があります。老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？	29
		加給年金額	7	配偶者が働いていて給与収入があります。加給年金額の対象になりますか？また加給年金額が支給停止になることはありますか？	29
			8	配偶者の年収が850万円以上あります。加給年金額の対象者になりませんか？	29
		老齢基礎年金	9	老齢基礎年金とは何ですか。共済組合員にも支給されますか？	30
3	受給権発生後の年金手続	請求手続	10	老齢厚生年金は、支給開始年齢になれば、自動的に支給開始されますか？	30
			11	老齢厚生年金の請求書はどこから届きますか？	30
			12	老齢厚生年金の請求書が届きません。どうすればよいですか？	30
			13	教員になる(公立学校共済組合に加入する)前、民間企業に勤めた期間があります。特別支給の老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか？	30
			14	年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいかかりますか？	31
		退職改定	15	フルタイム再任用(年金受給権あり)を3月に退職しました。在職停止が解除された最初の年金支給が8月になるのはどうしてですか？もっと早くできませんか？	31
4	年金の受給	再就職・在職支給停止	16	(1) 在職停止とはどのような制度ですか？ (2) 停止された年金は後から支給されますか？	31
			17	退職後、再就職する予定です。どうしたら老齢厚生年金をカットされずに働くことができますか？	32
			18	再任用フルタイムと臨時的任用職員とでは、老齢厚生年金の在職停止の計算に何か違いがありますか？	32
			19	年金が支給されるようになってからまた仕事をする場合、年金はどうなりますか？繰上げ(前倒し)請求した年金は、支給停止になりますか？	32
			20	他の共済組合から年金を受給していましたが、再就職で公立学校共済組合一般組合員の資格を取得しました。年金の手続は発生しますか？	33
		繰上げ・繰下げ	21	退職後、すぐ年金をもらうことはできますか？	33
			22	年金の繰上げ請求を希望した場合の注意点は何ですか？	33
			23	老齢厚生年金と老齢基礎年金は同時に繰下げないといけませんか？	33
			24	老齢厚生年金を65歳で請求せず繰下げています。3月でフルタイム再任用の任期が満了したため繰下げ受給をしたいのですが、いつから繰下げ受給することができますか。	34
		見込額	25	私の年金額はどのくらいでしょうか？	34
			26	4月に知事部局から異動してきましたが、「ねんきん定期便」に異動前の記録が反映されていません。なぜですか？	34
			27	7月に届いた「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか？	34
			28	ねんきん定期便以外に年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きますが、将来、残高に表示されている金額が貰えるのですか？	35
		支給日	29	年金の支給日はいつですか？	35
		税金	30	年金から税金が天引きされると聞きました。何税が引かれるのでしょうか？	35
5	障害・遺族	障害年金	31	障害厚生年金を請求したい時はどのようにすればよいですか？	35
		遺族年金	32	年金受給者が死亡しました。手続はどのようにすればよいですか？	36
			33	遺族厚生年金の年金額はいくら位ですか？	36

年金Q&A

Q 1 基礎年金番号とは何ですか？自分の番号を確認するには？

A 1 基礎年金番号とは、平成9年1月から導入された1人に1つ与えられた年金番号で、国民年金や厚生年金、共済組合など、公的年金制度共通の番号です。
基礎年金番号は、「基礎年金番号通知書」「年金手帳」「年金証書」「ねんきん定期便」等で確認することができます。

Q 2 年金手帳を持っていないのですが。

A 2 国民年金、厚生年金に加入すると、基礎年金番号通知書が年金事務所（日本年金機構）から交付されます。
年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失等された方は、年金事務所にお問い合わせください。
※ 年金加入期間が公務員等共済組合期間のみの方には、年金手帳は交付されていません。
※ 令和4年4月1日から再交付の場合は、年金手帳に代わり基礎年金番号通知書が交付されています。

Q 3 年金請求に時効はありますか？

A 3 年金を受ける権利は年金の給付事由が生じた日から5年以上請求がない場合、時効により消滅します。遡及受給できるのは、直近の5年間分に限られます。

給付事由が生じた日とは、次のとおりです。

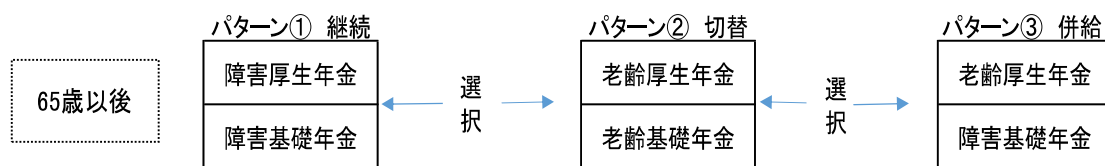
- ※ 老齢厚生年金…支給開始年齢到達日（受給資格期間を満たしている場合）
- ※ 障害厚生年金…障害認定日または事後重症日
- ※ 遺族厚生年金…組合員等の死亡日

Q 4 私は、現在、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しています。65歳になるとどうなりますか？

A 4 公的年金では、支給事由（老齢・障害・遺族）が異なる二つ以上の年金を受給できる場合、原則として、いずれか一つの支給事由に係る年金（最も有利な年金）を選択する「1人1年金の原則」があります。

→ P 3 参照

一方で、障害厚生年金と障害基礎年金を受給している方が65歳になると、例外的に次の3つのパターンから受給する年金を選択できます。



※「老齢基礎年金＋障害厚生年金」という組み合わせは選択できません。

Q 5 老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

A 5 受給資格を満たしていれば、原則として65歳から「本来支給の老齢厚生年金」が受給できます。なお、昭和36年4月1日以前生まれの方は、生年月日に応じて、64歳以前から「特別支給の老齢厚生年金」が受けられます。

→ P 4 参照

Q 6 女性で、民間企業に勤務し、厚生年金に加入していた期間があります。老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

A 6 昭和41年4月1日以前生まれの女性で民間企業での勤務経験等の加入期間がある方は、受給資格を満たしていれば、公務員期間の年金より早い年齢から特別支給の老齢厚生年金を受給できます。公務員の厚生年金とは別に、先行して日本年金機構で請求手続きを行ってください。

◎支給開始年齢はP 5の表を参照してください。

Q 7 配偶者が働いていて給与収入があります。加給年金額の対象者になりますか？また加給年金額が支給停止になることはありますか？

A 7 年金受給権発生時(65歳到達時)に、65歳未満の配偶者と生計が同一で、その方の恒常的収入が850万円未満であれば対象となります。

ただし、配偶者に20年以上の厚生年金制度加入期間がある老齢(退職)年金もしくは障害年金の受給権がある場合、加給年金額は支給停止されます。

→ P 5 参照

Q 8 配偶者の年収が850万円以上あります。加給年金額の対象者になりませんか？

A 8 収入または所得が限度額以上でも、定年退職等の理由（自己都合によらないもの）により、おおむね5年以内に年収850万円未満（所得655.5万円）になると

見込まれるときは該当する場合があります。

→P 5 参照

Q 9 老齢基礎年金とは何ですか。共済組合員にも支給されますか？

A 9 全国民共通の公的年金です。共済組合の組合員は、厚生年金と同時に国民年金の第2号被保険者として国民年金にも加入していますので、受給要件を満たせば、65歳到達後、日本年金機構から支給されます。請求書の送付時期は、実施機関により異なります。

→P 8 参照

Q10 老齢厚生年金は、支給開始年齢になれば、自動的に支給開始されますか？

A10 年金は自動では支給開始されません。年金を受給するためには自宅に送付される請求書で年金請求の手続をする必要があります。

→P10・P11 参照

Q11 老齢厚生年金の請求書はどこから届きますか？

A11 請求書は最後に加入した実施機関（P 3）から自宅に送付されます。

一般組合員は誕生月の前々月末に神奈川支部から送付します。退職者または厚生年金に加入となる短期組合員の方は、共済組合本部または日本年金機構から誕生月の3か月前に送付されます。

→P10・P11 参照

Q12 老齢厚生年金の請求書が届きません。どうすればよいですか？

A12 年金請求書は、最後に加入していた実施機関（P 3）から受給権が発生する誕生日の前に自宅に送付されます。誕生日を過ぎても年金請求書が届かない場合は、最後に加入していた実施機関へお問合せください。令和4年10月1日以降、臨時的任用職員の年金制度が共済組合から日本年金機構に移行しましたので、臨時的任用職員の方は、お近くの年金事務所へお問合せください。

→P11 参照

Q13 教員になる(公立学校共済組合に加入する)前、民間企業に勤めた期間があります。老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか？

A13 被用者年金制度の一元化により、老齢厚生年金の年金請求はワンストップ

サービスとなりました。一か所の実施機関（P 3）に「年金請求書」を提出することで、すべての厚生年金加入期間の年金請求を同時に行うことができます。

ただし、女性で民間企業等の期間がある場合、その期間に係る厚生年金の支給開始年齢は、公務員の支給開始年齢とは異なりますので、別々に請求手続きを行うこととなります。

→ P 10・P 5 参照

Q14 年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいかかりますか？

A14 年金請求書提出後、書類に不備等がなかった場合、初回の支給は、請求書の提出から3～6か月後になります。年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が自宅へ送付され、その後、年金の支給が始まります。

→ P 11・P 12 参照

Q15 フルタイム再任用(年金受給権あり)を3月に退職しました。在職停止が解除された最初の年金支給が8月になるのはどうしてですか？もっと早くできませんか？

A15 年度末に退職される方の公立学校共済組合の年金(老齢厚生年金・退職共済年金・職域年金相当部分)は、在職中、支給停止されていますが、退職後に年金の改定手続(既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加える手続)を行うとともに、年金の在職停止を解除します。

この手続は退職後から開始しますが、年度末退職者の手続が全国的に集中するため、支部及び本部での処理に3～5か月を要します。そのため在職停止が解除された最初の支給となる4・5月分の年金については、8月以降の支給となります。御理解いただきますようお願い申し上げます。

→ P 11・P 12 参照

Q16

- (1) 在職停止とはどのような制度ですか？
- (2) 停止された年金は後から支給されますか？

A16

(1) 老齢厚生(退職共済)年金を受給している方が、在職中(厚生年金の被保険者)である間は、報酬と年金額の合計額が一定の基準額を超えると、年金の全部または一部が支給停止になる制度です。

(2) 支給停止された年金が後日支給されることはありませんが、在職中の期間(被保険者期間)は、退職後から支給される年金額に反映されます。

→ P 15 参照

Q17 退職後、再就職する予定です。どうしたら老齢厚生年金をカットされずに働くことができますか？

A17 収入があっても厚生年金制度に加入しないで働く場合、または厚生年金制度に加入して働く場合でも、総報酬月額相当額^{※1}と年金月額の合計が 51 万円^{※2}以下であれば、年金は支給停止されず、全額支給されます。51 万円^{※2}を超えた場合、超えた額の 1/2 の年金額が年金月額から支給停止になります。

なお、不動産等による収入は、在職支給停止の対象にはなりません。

※1 総報酬月額相当額

＝その月の標準報酬月額＋その月以前の 1 年間の標準賞与額の総額÷12

※2 令和 7 年度の場合(賃金や物価の変動により毎年 4 月 1 日に改定あり)

→ P15・P16 参照

Q18 再任用フルタイムと、臨時的任用職員とでは老齢厚生年金の在職停止の計算に何か違いがありますか？

A18 老齢厚生年金の在職停止の計算に違いはありません。再任用フルタイム職員として再就職した場合、職域年金相当部分(老齢厚生年金の 1/6 程度の額)は全額停止されます。

一方、臨時的任用職員として再就職した場合は、職域年金相当部分は支給停止の対象にはなりません。

→ P15・P16 参照

Q19 年金が支給されるようになってからまた仕事をする場合、年金はどうなりますか？繰上げ(前倒し)請求した年金は、支給停止になりますか？

A19 再就職先で厚生年金に加入する場合の年金は、報酬額によっては在職支給停止の対象になります。

公務員の共済組合に加入する場合は、「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です。様式については、加入する共済組合により異なりますので、新しい勤務先で確認してください。

また、繰上げ支給の老齢厚生年金については、再就職先で厚生年金に加入する場合(再任用フルタイム勤務、臨時的任用職員等)、一部又は全部が支給停止になる可能性もありますので、繰上げ請求を検討している方は注意してください。

(「繰上げ支給の老齢基礎年金」は、支給停止にはなりません。)

→ P15・P16 参照

Q20 他の共済組合（例 地方職員共済組合等※）から年金を受給していましたが、再就職で公立学校共済組合の一般組合員の資格を取得しました。年金の手続きはありますか？

A20 公務員の年金は、最後に所属していた共済組合が年金を支給することとなっています。このため、他の共済組合で決定した年金を、再度公立学校共済組合で決定し直す手続きがあります。

まずは、神奈川支部ホームページから「年金受給権者再就職届書」の様式をダウンロードのうえ、地方職員共済組合等※の年金証書（原本）を添えて、提出してください。後日、年金の再決定に必要な請求書類等を自宅あてに送付します。年金の再決定及び支給までには多くの時間を要します。

なお、短期組合員（臨時的任用職員等）については、公立学校共済組合への手続きはありません。

※ 国家公務員共済組合・市町村職員共済組合も同様です。

→ P 3 ・ P 14 参照

Q21 退職後、すぐ年金をもらうことはできますか？

A21 60 歳以上で年金の受給要件を満たしていれば、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を前倒しで請求することができます。（繰上げ請求）

→ P 17 参照

Q22 年金の繰上げ請求を希望した場合の注意点は何か？

A22

◆支給される年金の額は、繰上げする期間 1 か月につき 0.4%※減額され、減額された年金額は生涯変わりません。

◆老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。老齢厚生年金だけを繰り上げることはできません。

◆繰上げ決定後の取消・変更はできません。

他にも制約がありますので、事前に十分検討してください。

※S37. 4. 1 以前生まれの方は、1 か月につき 0.5%減額

→ P 17 参照

Q23 老齢厚生年金と老齢基礎年金は同時に繰下げないといけませんか？

A23 別個に繰下げることができます。

（例） 老齢厚生年金…65 歳から受給 老齢基礎年金…66 歳以降に受給

逆の請求パターンも可能です。

→P17

Q24 老齢厚生年金を 65 歳で請求せずに繰下げています。3 月でフルタイム再任用の任期が満了したため繰下げ受給をしたいのですが、いつから繰下げ受給することができますか？

A24 66 歳以降の希望する月から繰下げて受給することができます。ただし、65 歳以降に初めて一般厚生年金や私学厚生年金に加入した場合には、66 歳時点では繰下げ受給ができない場合があります。(フルタイム再任用から臨時的任用職員等になる場合に該当します。)

→P17・P18

Q25 私の年金額はどのくらいでしょうか？

A25 毎年 1 回誕生月に、これまでの加入実績に応じた将来の年金見込額等が記載された「ねんきん定期便」が、加入中の実施機関から組合員の自宅に直接送付されますので、参照してください。

また、令和 7 年 4 月から新たなサービスとして「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」を開始しました。このサービスを利用し、年金記録の電子交付を申し込むと、将来の年金見込額や過去の保険料納付額を確認することができます。ご利用にはマイナンバーカードおよびスマートフォン(または IC カードリーダーのついたパソコン)が必要です。利用方法等詳細については、公立学校共済組合本部ホームページをご確認ください。

※ 既に年金受給権が発生している方は利用できません。

→P18 参照

Q26 4 月に知事部局から異動してきましたが、「ねんきん定期便」に異動前の記録が反映されていません。なぜですか？

A26 他の共済組合から異動された方については、組合員のデータ移行に一定期間を要する関係で、異動前の期間が反映されないまま「ねんきん定期便」が送付される可能性があります。

→P18 参照

Q27 7 月に届いた「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか？

A27 65 歳から支給される「退職年金(年金払い退職給付)」(P 6)について、直近

一年間の積立金額及び利息額をお知らせしたものです。毎年7月に公立学校共済組合本部から自宅あてに送付されています。

→P19 参照

Q28 ねんきん定期便以外に、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」というものが届きますが、将来、残高に表示されている金額が貰えるのですか？

A28 「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入実績に応じた老齢厚生年金及び老齢基礎年金の年金額を表示しているのに対し、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」は、公務員共済組合期間についてのみ支給される公務員独自の年金原資を表示したものです。「退職年金(年金払い退職給付)」は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」の給付です。65歳以降に、通知書に記載されている「給付算定基礎額残高」のうち、半分は「一時金」又は「有期年金(20年又は10年)」として、半分は「終身年金」として受給することになります。

→P19 参照

Q29 年金の支給日はいつですか？

A29 年金の支給は、2・4・6・8・10・12月の年6回です。原則として支給月の15日(土曜日のときは14日、日曜日のときは13日)に、支給月の前月と前々月の2か月分が後払いで支給されます。

(例：12月15日に10月分と11月分が支給)

→P20 参照

Q30 年金から税金が天引きされると聞きました。何税が引かれるのでしょうか？

A30 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。

また、年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き(特別徴収)されます。

→P20 参照

Q31 障害厚生年金を請求したい時はどのようにすればよいですか？

A31 障害厚生年金は、被保険者(組合員)期間中に初診日(その傷病で初めて医師の診察を受けた日)がある傷病により一定の障害等級に該当すると認定されれば、

在職中でも受給することができます。まずは神奈川支部へ連絡してください。

「初診日」により必要な書類が異なりますので、「初診日」を確認の上、相談してください。初診日時点の年金加入状況により、その当時加入していた実施機関（P 3）が請求先になることがあります。

→ P 21 参照

Q32 年金受給者が死亡しました。手続はどのようにすればよいですか？

A32 電話又は文書「年金受給者の死亡に伴う連絡票」により、公立学校共済組合本部年金相談窓口又は神奈川支部の年金相談窓口にご連絡ください。年金受給者の死亡に伴う手続に必要な書類を本部から送付します。

届出の様式「年金受給者の死亡に伴う連絡票」は公立学校共済組合本部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/>）のトップページ右側の「ピックアップコンテンツ」⇒「ピックアップ情報」⇒「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」からもダウンロードできます。

→ P 25 参照

Q33 遺族厚生年金の年金額はいくら位ですか？

A33 遺族厚生年金の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金のおよそ 3 / 4 に相当する額になります。

→ P 25 参照

問合せ先一覧

●在職中、退職時及び年金請求前の手続きに関する照会

公立学校共済組合神奈川支部年金グループ 〒231-8309 神奈川県横浜市中区日本大通7	045-210-8183
---	--------------

●受給開始後の年金に関する照会

公立学校共済組合本部 年金相談窓口 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5	03-5259-1122
--	--------------

●年金事務所(国民年金及び一般厚生年金全般)

事務所名	年金事務所所轄一覧	電話番号
鶴見	鶴見区・神奈川区	045-521-2641
港北	港北区・緑区・青葉区・都筑区	045-546-8888
横浜中	西区・中区・南区・磯子区・金沢区・港南区	045-641-7501
横浜西	保土ヶ谷区・戸塚区・旭区・瀬谷区・栄区・泉区	045-820-6655
横浜南	国民年金のみ(南区・磯子区・金沢区・港南区)	045-742-5511
川崎	川崎区・幸区	044-233-0181
高津	中原区・高津区・多摩区・宮前区・麻生区	044-888-0111
平塚	平塚市・秦野市・伊勢原市・中郡	0463-22-1515
厚木	厚木市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛甲郡	046-223-7171
相模原	相模原市・大和市	042-745-8101
小田原	小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	0465-22-1391
横須賀	横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡	046-827-1251
藤沢	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・高座郡	0466-50-1151

●私学共済

日本私立学校振興・共済事業団 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	03-3813-5321
---	--------------